

「食品大目付 そうけんくん」利用規約

株式会社エフシージー総合研究所（以下「当社」という）が提供する「食品大目付 そうけんくん」（以下「本サービス」という）の利用に関して、利用者は、本利用規約に定める事項等に同意し、本サービスを利用するものとします。

第1条（適用）

1. 本規約は、当社が提供・運営する本サービスについて、本サービスの利用者に対して適用され、当社と利用者の権利義務関係を定めるものとします。
2. 当社が本サービス等上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。
3. 申込書、見積書等に基づく個別契約により修正された項目がある場合には、個別契約の規定が優先して適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

①サービス利用契約

本規約等により、当社と契約者の間に発生する本サービスの利用に関する契約関係をいいます。

②利用者

本規約を承認の上、当社とサービス利用契約を締結した法人、団体又は個人をいいます。なお、当該法人、団体又は個人の使用者等で本サービスを利用する者も含まれるものとします。

③スタンドアロン版

利用者の固定 PC1 台でデータベースを管理し、同 PC にアプリケーションをインストールして本サービスを利用するバージョン

④クライアントサーバー版

利用者が準備するサーバ上でデータベースを管理し、固定 PC（最小 5 台）にアプリケーションをインストールして本サービスを利用するバージョン。同一利用者内でデータベースが共有されます。

⑤DB+版

Google サービス上でデータベースを管理し、利用者の固定 PC（最大 5 台）にアプリケーションをインストールして本サービスを利用するバージョン。同一利用者内でデータベースが共有されます。

第3条（利用許諾）

当社は、利用者に対し、本規約記載の条件で本サービスの利用を非独占的に許諾します。

第4条（対価）

1. 利用者は、当社に対し、当社からの請求の翌月末日までに本サービス利用の対価として下記の金額を支払うものとします。なお、当社の指定する代理店に対し対価を支払う場合、利用者は当該代理店の指定する日までにこれを支払うものとします。

①PC端末1台の利用につき初期費用 別途に見積書などで提示された金額

②PC端末1台の利用につき年額 別途に見積書などで提示された金額

2. 本契約に基づき、利用者から当社に支払われた対価はいかなる事由による場合でも返還されません。

3. 利用者は、事由を問わず本契約が終了した場合、終了事由を解消した場合には再度本契約の締結を申し込むことができます。但し、利用者は、本契約を再契約する場合であっても本条第1項に従い初期費用を含む当社に対して一切の対価を支払うものとします。また、利用者は再契約の場合も、退会前のデータが引き継がれないことを予め承諾するものとします。

第5条（利用可能時間）

本サービスの利用可能時間は以下のとおりです。

スタンドアロン版、クライアントサーバー版 制限なし

DB+版 7時00分～19時59分

第6条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用するにあたり、以下各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

①本サービスの改変、翻案、加工その他の変更

②本サービスのネットワーク又はシステム及び保存されているデータを不正に利用、改ざん、破壊

③本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為

④本サービスを模倣又は外見上著しく類似したサービスを販売又は勧誘する行為

⑤その他当社が不適切と判断する行為

第7条（著作権その他の知的財産権の帰属）

1. 当社は、本サービスの著作権その他の知的財産権を有します。

2. 改良、改変その他により、本サービスに基づき作成される二次的著作物にかかる知的財産権はすべて当社に帰属します。

第8条（再許諾の禁止）

利用者は、別途書面による合意なしに、本サービスを第三者に再許諾し、本契約に基づく利用権

の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはなりません。

第9条（一般的保証）

当社は、本サービスを構成するデータの正確性、完全性又は特定の目的に関する適合性について保証するものではなく、また、本サービスの利用により利用者又は第三者に損害が生じたとしても、債務不履行責任、不法行為責任その他一切の責任を負いません。

第10条（本サービスの変更、中止、中断等）

1. 当社は、当社の都合により、予告なく本サービスの内容を変更し、または提供を中止することができます。本サービスの提供を中止する場合、当社は、当社が適当と判断する方法で利用者にその旨通知します。

2. 当社は、以下の各号の事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中断することができるものとします。

①本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合

②電気通信事業者の役務が提供されない場合

③天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合

④火災、停電、その他の不慮の事故により本サービスの提供が困難な場合

⑤アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合

⑥利用者のセキュリティを確保する必要があるが生じた場合

⑦Google サービスの不具合が生じた場合

⑧その他当社が中断を必要と判断した場合

3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第11条（損害賠償）

利用者が本規約に違反したことにより当社が損害を被った場合は、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第12条（責任の制限）

1. 本契約に定める当社の義務の履行又は不履行に関し利用者が被った損害に対する当社の賠償責任は、利用者が現実には被った通常の直接損害のみを対象とします。但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害、付随的損害、拡大損害、又は懲罰的損害については、当社は賠償責任を一切負わないものとします。

2. 当社は利用者が本サービスを利用するために使用する PC 等の機器及びインターネット回線

を含む他社提供のサービスに依存する問題について一切の対応を行わず、問題の解決を保証しません。

3. 本条第1項に基づく当社の損害賠償責任の上限額は利用者が1年間に支払った対価の合計額（初期費用を除く）を上限とします。

第13条（利用者等からの提供情報の取扱）

本サービスの利用に関して利用者及び利用者の取引先から提供された情報の取扱については、別途当社のプライバシーポリシーの定めによるものとし、利用者はこのプライバシーポリシーに従って当社が利用者から提供された情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第14条（有効期間）

1. サービス利用契約の有効期間は、利用者となろうとする者が当社に対し、利用の申込をし、当社がこれを認めた日を始期とし、各版の終期は下記の表に記載した日とします。

	有効期間の始期	有効期間の終期
スタンドアロン版	当社の出荷日又はインストール完了日のいずれか早い日	利用開始日の翌年同月末日
クライアントサーバー版	インストール完了日	利用開始日の翌年同月末日
DB+版	納品設定完了翌月1日	利用開始日から1年経過した日

2. 前項の期間満了の2ヶ月前までに当社又は利用者いずれかの一方が書面により解約等の通知を行わない場合には、本契約はさらに1年間延長され、以後も同様とします。サービス利用契約が延長された場合、利用者は当社に対し、その対価（第4条1項2号の年額）を当社からの請求の翌月末日までに支払うものとします。なお、当社の指定する代理店に対し対価を支払う場合、利用者は当該代理店の指定する日までにこれを支払うものとします。

第15条（契約の解除）

1. 利用者が次の各号の一に該当した場合、当社は何らの催告を要することなく本契約の全部又は一部を解除することができます。

- ①本契約の各条項の一つにでも違反した場合
- ②支払停止、支払不能に陥った場合
- ③自ら振り出した場合もしくは裏書した手形、小切手の不渡りを一回でも出した場合
- ④差押、仮差押、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
- ⑤破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算の申立てを受け、又はこ

れをなした場合もしくは特定調停の申し立てをした場合

⑥解散，事業の全部又は重要な部分の譲渡決議をした場合

⑦事業を廃止した場合

⑧監督官庁より営業停止命令を受け，又は営業に必要な許認可の取り消し処分を受けた場合

⑨株主構成，役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し，従前の会社との同一性が失われた場合

⑩その他前各号に準じる事由が発生し，利用者の信用状態が悪化したと当社が認めた場合

2. 前項の場合において，当社に損害が生じた場合には，利用者はこれを賠償しなければならないものとします。

3. 利用者が，本条第1項①から⑩のいずれかに該当したとき，利用者は，当然に期限の利益を失い，当社に対して本契約に基づいて負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

第16条（暴力団等の排除）

1. 当社及び利用者は，その代表者，責任者，実質的に経営権を有する者（以下，「代表者ら」という）が，暴力団，暴力団員，暴力団準構成員，暴力団関係者その他反社会的勢力（以下，「暴力団等」という）のいずれでもなく，かつ将来にわたっても該当しないこと，及び暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを確約します。

2. 当社又は利用者は，相手方またはその代表者らが，前項に違反する事実が認められる場合，何らの催告を要さずに，本契約を解除することができるものとします。

3. 当社又は利用者が，前項の規定により契約を解除したときは，相手方に損害が生じた場合においてもこれを賠償する責を負わないものとします。

第17条（契約終了の際の措置）

1. 契約期間の満了，解除その他理由のいかんを問わず本契約が終了した場合には，利用者は直ちに本サービスを利用者のコンピューター端末から削除し，又はこれを記録したCD-ROM等一切の記録媒体（その複製物も含む。）を全て当社に返還するものとします。

2. 本契約終了後であっても，第4条（対価）第2項，第7条（著作権その他の知的財産権の帰属），第9条（一般的保証），第10条（本サービスの変更，中止，中断等）第3項，第11条（損害賠償），第12条（責任の制限），第15条（契約の解除）第2項，同条第3項，第16条（暴力団等の排除）第3項，本条，第18条（守秘義務），第19条（譲渡禁止），第20条（完全合意），第21条（有効性及び個別性）及び第23条（合意管轄）は当社利用者間でそのまま効力を有するものとします。

第18条（守秘義務）

1. 利用者は，本契約期間中及びその終了後も本契約に基づき，当社から開示された情報を守秘し，第三者に開示してはなりません。

2. 利用者は、本契約の目的を達成するために必要な利用者の役員、従業員に対し、前項に定める情報を開示することができます。この場合、利用者は当該役員、従業員に対しても利用者と同様の守秘義務を負わせるものとし、当該役員、従業員からの情報漏えいに関するすべての責任を負います。

3. 本契約が理由のいかんを問わず終了もしくは解除された場合、利用者は当社から開示された一切の情報を当社に返還し、以後一切保有しないものとします。

4. 本条に定める守秘義務は次の場合には適用しません。

- ①公知の事実もしくは当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ②第三者から適法に取得した事実
- ③開示の時点ですでに保有していた事実
- ④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第19条（譲渡禁止）

利用者は、サービス利用契約上の地位もしくは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を事前の当社の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。

第20条（完全合意）

サービス利用契約は、当社及び利用者の合意内容を規定したものであり、同契約締結以前に両当事者間でなされた協議内容、合意事項又は一方当事者から相手方に提供された資料（当社の見積書等個別契約を除きます）、申し入れその他の通信と本契約の内容が相違する場合には、本契約が優先するものとします。

第21条（有効性及び個別性）

サービス利用契約のいずれかの規定が無効又は違法であっても同契約のその他の規定はそれに何ら影響を受けないものとします。

第22条（規約の改定）

1. 当社は、次に掲げる場合には、本規約の変更をすることにより、変更後の規約の条項について合意があったものとみなし、契約の内容を変更することができるものとします。

- ①規約の変更が利用者の一般の利益に適合するとき
- ②規約の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 前項に係わらず、当社は本規約を自己の裁量により変更し、次項に基づく変更内容の通知後、利用者が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に退会の手続きをとらなかった場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

3. 前2項に基づき本規約を変更した場合、当社は利用者に対し、当社が適当と認める方法によ

り当該変更内容を通知するものとします。

第23条（合意管轄）

1. サービス利用契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。
2. サービス利用契約の成立及び効力、ならびに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本法を準拠法とします。

第24条（協議）

サービス利用契約に定めのない事項及び同契約の解釈につき、疑義が生じた事項については当社利用者誠意を持って協議し、友好的解決を図るものとします。

以上

附則(2023年1月26日)

(実施期日)

この規約は2023年2月13日から実施します。